令和5年度四街道市水質検査計画

令和5年３月

四街道市上下水道部

目次

１．基本方針

２．四街道市水道事業の概要

３．原水及び水道水の状況

４．検査地点

５．水質検査項目及び回数

６．臨時の水質検査

７．水質検査の方法

８．委託の内容

９．水質検査の精度と信頼性の確保

１０．関係者との連携

１１．水質検査計画及び結果の公表

別表１～７

はじめに

水道水の水質検査は、市民の皆様に水道水を安心してご使用していただくために、必要不可欠なものです。この水質検査計画は、水質検査により年間を通じて水道水の安全性を確保するため、各月に実施する検査地点、検査項目および検査回数などについて定めたものです。

１．基本方針

水道水が水質基準に適合し安全であることを確認するため、次の方針で水質検査を実施します。

（１）検査地点

各浄水場給水区域ごとに設定した給水栓（浄水）、浄水場出口（浄水）、浄水場着水井（原水）及び井戸（原水）とします。

（２）検査項目

検査項目は、水道法で義務付けられている水質基準項目、水質管理上留意すべきとされている水質管理目標設定項目、及びその他項目とします。

（３）検査回数

給水栓（浄水）にて水道法の規定に基づいた回数を行い、その他の検査地点では水道法の規定に基づいた回数を参考に水質管理に必要な回数を設定します。

（４）浄水受水分について

四街道市では、印旛郡市広域市町村圏事務水道企業部（「以下「印旛広域水道」といいます。」より浄水処理された水を受水して原水の一部としております。この浄水受水分については、印旛広域水道にて水質検査計画を策定し水質検査を実施することから、四街道市では検査を行わず、印旛広域水道の検査結果の確認を行います。

２．四街道市水道事業の概要

四街道市水道事業の給水区域は、四街道市全域（めいわ５丁目の一部を除く）及び千葉市若葉区御成台１丁目～４丁目であり、市内の深井戸から汲み上げる地下水を原水とする水道水と、利根川水系を水源とする印旛広域水道から受水している水道水を混合して供給しています。

表１　　浄水場の施設概要

浄水場	第１浄水場	第２浄水場	第３浄水場
所在地	四街道１５２２番地	山梨１５００番地	千代田１－１４番地
水源	地下水	地下水	地下水
		受水	受水
浄水方法	塩素消毒、除鉄・除マンガン処理		
給水区域	四街道、大日 さつきヶ丘、 下志津新田等	旭ヶ丘、みそら、 山梨、鷹の台、 御成台等	千代田、池花、 物井、もねの里、 めいわ等

３．原水及び水道水の状況

（１）地下水

地下水は、四街道市内に点在する深さ１５０ｍ前後の深井戸２１本（うち２本は災害用）から汲み上げています。（ただし、第２号井戸はテトラクロロエチレンが検出されたことにより、現在は停止しています。）

水質は、ほぼ良好で安定していますが、赤水の原因となる地質由来の鉄やマンガンが微量に含まれることから、各浄水場の除鉄・除マンガン設備で、鉄やマンガンを取り除いています。

（２）印旛広域水道からの受水

利根川及び印旛沼より取水した水を浄水処理し、水質基準に適合した水道水を印旛広域水道から受水しています。

（３）水道水

水道水は、水質基準をすべて満たしており、安全で良質な水です。

４．検査地点

（１）給水栓（浄水）

各浄水場系ごとに、検査地点を１箇所ずつ設けて検査を行います。

（２）浄水場出口（浄水）

浄水処理が適正に行われていることを確認するため、各浄水場の出口で検査を行います。

（３）浄水場着水井（原水）

各井戸から集水された原水について、各浄水場の着水井で検査を行います。

（４）井戸（原水）

各井戸にて、原水の状況を検査します。

各地点については、図１のとおりです。

図１

水質検査地点図

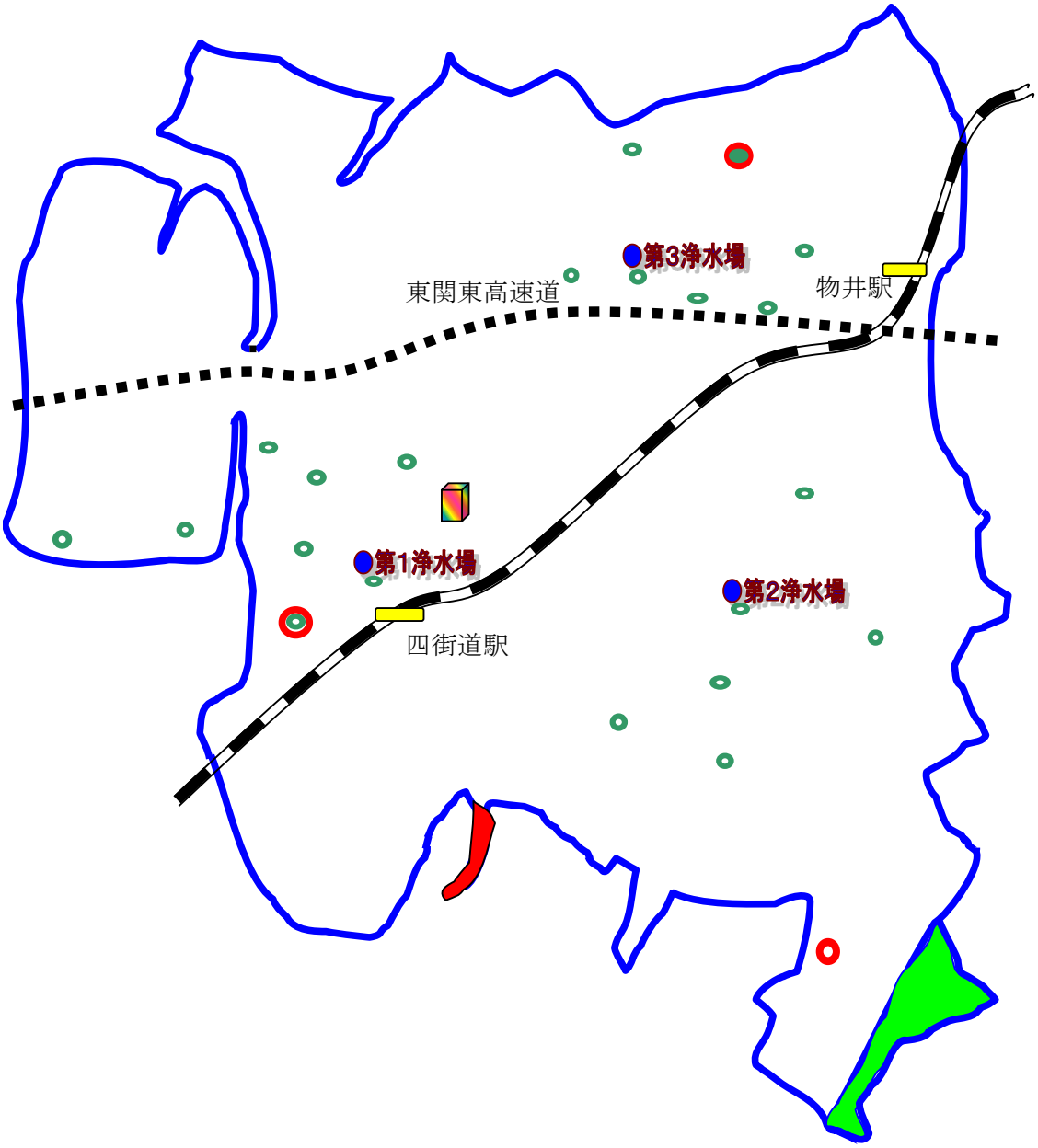

凡例	
	企業庁舎
	給水区域
	給水区域（千葉市）
	給水区域外
	浄水場
	各井戸採水地点
	給水栓採水地点 自動水質検査装置

５．水質検査項目及び回数

（１）毎日検査（浄水）

色、濁り、遊離残留塩素（消毒の残留効果に関する検査）は、自動監視装置により、連続計測を行います。

（２）水質基準項目の検査（浄水）

水質基準項目（浄水）は、別表１のとおり検査を行います。

（３）水質基準項目の内容

①１か月に１回の検査項目（９項目）

一般細菌、大腸菌、塩化物イオン、有機物（全有機炭素量ＴＯＣ）、
ｐＨ値、味、臭気、色度、濁度

②３か月に１回の検査項目（４０項目）

ア．下記の１２項目については、検査を３か月に１回行います。

シアン化物イオン及び塩化シアン、塩素酸、クロロ酢酸、クロロホルム、
ジクロロ酢酸、ジブロモクロロメタン、臭素酸、総トリハロメタン、
トリクロロ酢酸、ブロモジクロロメタン、ブロモホルム、
ホルムアルデヒド

イ．上記項目を除く２８項目については、過去の検出状況によっては検査回数を削減することができる項目ですが、より安全性に配慮し、検査を３か月に１回行います。

③臭気物質の検査（２項目）

臭気物質については、水源でカビ臭が発生する恐れのある期間に、検査を１か月に１回以上行うこととされていますが、印旛広域水道からの受水する水道水の水源が利根川及び印旛沼であることから、給水栓において毎月１回行います。

ジェオスミン、２-メチルイソボルネオール

（４）水質管理目標設定項目（浄水）

水質管理目標設定項目は、別表２のとおり検査を行います。

塩素消毒に二酸化塩素を使用していないため、亜塩素酸、二酸化塩素は検査を行いません。農薬類の内訳は別表７のとおりです。

（５）その他の項目（浄水）

クリプトスポリジウム等、放射性物質等について、別表３のとおり検査を行います。

（６）水質基準項目の検査（原水）

水質基準項目（原水）は、別表４のとおり検査を行います。

各浄水場着水井で概ね６か月に１回、各井戸で年に１回検査を行います。

（７）水質管理目標設定項目（原水）

水質管理目標設定項目は、別表５のとおり検査を行います。

（８）その他の項目（原水）

クリプトスポリジウム、放射性物質等について、別表６のとおり検査を行います。

６．臨時の水質検査

水源等で次のような問題が生じ、著しい水質の変化があり、給水栓で水質基準を超える恐れがある場合に行います。

①水源の水質に著しく異常が生じたとき

②水源付近や給水区域で消化器系感染症が流行しているとき

③浄水処理に異常が生じたとき

④配水管の大規模な工事その他水道施設が著しく汚染されたおそれがあるとき

⑤その他特に必要と認められるとき

なお、臨時の水質検査を実施する項目は、水質基準項目を中心に状況に応じて決定します。

７．水質検査の方法

当事業体では、水質検査設備を有しないため、水道法第２０条第３項の規定に基づき厚生労働大臣の登録を受けた水質検査機関に委託します。

８．委託の内容

（１）検査項目及び回数

委託する検査項目及び頻度は、５．水質検査項目及び回数のとおりです。

（２）検体の採取及び運搬方法

検体の採取及び運搬は、委託検査機関の検査員が行います。検体の採取は、水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法（平成１５年厚生労働省告示第２６１号）に基づき実施します。

また、検体の検査機関までの搬入時間は、最初の検体採取後、上記検査法で１２時間以内に試験開始とされた検査が実施可能な時間内とします。

（３）臨時の検査の取り扱い

臨時の検査についても、委託検査機関に依頼し、速やかに検査を行います。

（４）委託した検査の実施状況の確認方法

検査の実施状況は、検査結果報告書による確認の他、検査結果の根拠となる書類の確認、検査施設への立入検査により検査状況の把握をします。

９．水質検査の精度と信頼性の確保

水質検査結果の精度、信頼性を確保するため、委託検査機関の検査に関する品質管理の認証（水道ＧＬＰ、ＩＳＯ／ＩＥＣ１７０２５等）取得やこれに類する取組みを確認します。

１０．関係者との連携

水質汚染事故や水系感染症の発生があった場合には、関係機関と情報交換を行い、連携して対策を行います。

１１．水質検査計画及び結果の公表

（１）作成した水質検査計画は、ホームページにて公開します。

（２）計画の内容について、毎年度見直しを行います。市民の皆様のご意見があれば参考にしたいと考えています。

（３）水質検査の結果は、ホームページにて公開します。

問い合わせ先
四街道市上下水道部水道課
ＴＥＬ　０４３－４２１－３３３３
ＦＡＸ　０４３－４２１－３２２１
e-mail ykomu@city.yotsukaido.chiba.jp

別表１　　水質基準項目及び検査回数（浄水）

	検査項目	基準値	検査回数（回／年）		設定理由
			給水栓	浄水場出口	
1	一般細菌	100個/mℓ以下	12	12	概ね1か月に1回の検査
2	大腸菌	検出されないこと	12	12	
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/ℓ以下	4	4	概ね３か月に１回の検査
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/ℓ以下	4	4	
5	セレン及びその化合物	0.01mg/ℓ以下	4	4	
6	鉛及びその化合物	0.01mg/ℓ以下	4	4	
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/ℓ以下	4	4	
8	六価クロム化合物	0.02mg/ℓ以下	4	4	
9	亜硝酸性窒素	0.04mg/ℓ以下	4	4	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/ℓ以下	4	4	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/ℓ以下	4	4	
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/ℓ以下	4	4	
13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/ℓ以下	4	4	
14	四塩化炭素	0.002mg/ℓ以下	4	4	
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/ℓ以下	4	4	
16	シス-1,2-ジクロロエチレン 及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/ℓ以下	4	4	
17	ジクロロメタン	0.02mg/ℓ以下	4	4	
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/ℓ以下	4	4	
19	トリクロロエチレン	0.01mg/ℓ以下	4	4	
20	ベンゼン	0.01mg/ℓ以下	4	4	
21	塩素酸	0.6mg/ℓ以下	4	4	
22	クロロ酢酸	0.02mg/ℓ以下	4	4	
23	クロロホルム	0.06mg/ℓ以下	4	4	
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/ℓ以下	4	4	
25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/ℓ以下	4	4	
26	臭素酸	0.01mg/ℓ以下	4	4	
27	総トリハロメタン	0.1mg/ℓ以下	4	4	
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/ℓ以下	4	4	
29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/ℓ以下	4	4	
30	ブロモホルム	0.09mg/ℓ以下	4	4	
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/ℓ以下	4	4	
32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/ℓ以下	4	4	
33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/ℓ以下	4	4	
34	鉄及びその化合物	0.3mg/ℓ以下	4	4	
35	銅及びその化合物	1.0mg/ℓ以下	4	4	
36	ナトリウム及びその化合物	200mg/ℓ以下	4	4	
37	マンガン及びその化合物	0.05mg/ℓ以下	4	4	
38	塩化物イオン	200mg/ℓ以下	12	12	概ね1か月に1回の検査
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300mg/ℓ以下	4	4	概ね３か月に１回の検査
40	蒸発残留物	500mg/ℓ以下	4	4	
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/ℓ以下	4	4	
42	ジェオスミン	0.00001mg/ℓ以下	12	4	藻類の発生時期に 概ね1か月に1回の検査
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/ℓ以下	12	4	
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/ℓ以下	4	4	概ね３か月に１回の検査
45	フェノール類	0.005mg/ℓ以下	4	4	
46	有機物（全有機炭素（ＴＯＣ）の量）	3mg/ℓ以下	12	12	1か月に1回の検査
47	ｐＨ値	5.8以上8.6以下	12	12	
48	味	異常でないこと	12	12	
49	臭気	異常でないこと	12	12	
50	色度	５度以下	12	12	
51	濁度	２度以下	12	12	

別表２　　水質管理目標設定項目及び検査回数（浄水）

	検査項目	目標値	検査回数（回／年）	
			給水栓	浄水場出口
1	アンチモン及びその化合物	0.02ｍｇ/ℓ以下	1	
2	ウラン及びその化合物	0.002ｍｇ/ℓ以下	1	
3	ニッケル及びその化合物	0.02ｍｇ/ℓ以下	1	
5	1,2-ジクロロエタン	0.004ｍｇ/ℓ以下	1	
8	トルエン	0.4ｍｇ/ℓ以下	1	
9	フタル酸ジ（２-エチルヘキシル）	0.08ｍｇ/ℓ以下	1	
10	亜塩素酸 *1	0.6ｍｇ/ℓ以下		
12	二酸化塩素 *1	0.6ｍｇ/ℓ以下		
13	ジクロロアセトニトリル	0.01ｍｇ/ℓ以下	1	
14	抱水クロラール	0.02ｍｇ/ℓ以下	1	
15	農薬類	検出値と目標値の比の和として1以下		
16	残留塩素	1ｍｇ/ℓ以下	連続監視	
17	カルシウム・マグネシウム等（硬度）	10ｍｇ/ℓ以上100ｍｇ/ℓ以下	*2	
18	マンガン及びその化合物	0.01ｍｇ/ℓ以下	*2	
19	遊離炭酸	20ｍｇ/ℓ以下	1	
20	1,1,1-トリクロロエタン	0.3ｍｇ/ℓ以下	1	
21	メチル-ｔ-ブチルエーテル(MTBE)	0.02ｍｇ/ℓ以下	1	
22	有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）	3ｍｇ/ℓ以下	1	
23	臭気強度(TON)	3以下	1	
24	蒸発残留物	30ｍｇ/ℓ以上200ｍｇ/ℓ以下	*2	
25	濁度	1度以下	*2	
26	ｐＨ値	7.5程度	*2	
27	腐食性（ランゲリア指数）	マイナス1程度～0	1	
28	従属栄養細菌	1mlの検水で形成される集落数が2,000以下	12	12
29	1,1-ジクロロエチレン	0.1ｍｇ/ℓ以下	1	
30	アルミニウム及びその化合物	0.1ｍｇ/ℓ以下	*2	
31	PFOS及びPFOA	PFOS及びPFOAの量の和として0.00005ｍｇ/ℓ以下	1	

備考　4、6、7、11は欠番です。
*1:塩素消毒に二酸化塩素を使用していないため、検査を行いません。
*2:水質基準項目にて実施。

別表３　その他の検査項目（浄水）

	検査項目	検査回数（回／年）	
		給水栓	浄水場出口
1	放射性セシウム（１３４）		4
2	放射性セシウム（１３４）		4

別表４　　水質基準項目及び検査回数（原水）

	検査項目	基準値（参考）*2	検査回数（回／年）	
			浄水場 着水井	井戸
1	一般細菌	100個/mℓ以下	4	1
2	大腸菌	検出されないこと	4	1
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/ℓ以下	2	1
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/ℓ以下	2	1
5	セレン及びその化合物	0.01mg/ℓ以下	2	1
6	鉛及びその化合物	0.01mg/ℓ以下	2	1
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/ℓ以下	2	1
8	六価クロム化合物	0.02mg/ℓ以下	2	1
9	亜硝酸性窒素	0.04mg/ℓ以下	2	1
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/ℓ以下	2	1
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/ℓ以下	2	1
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/ℓ以下	2	1
13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/ℓ以下	2	1
14	四塩化炭素	0.002mg/ℓ以下	2	1
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/ℓ以下	2	1
16	シス-1,2-ジクロロエチレン 及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/ℓ以下	2	1
17	ジクロロメタン	0.02mg/ℓ以下	2	1
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/ℓ以下	2	1
19	トリクロロエチレン	0.01mg/ℓ以下	2	1
20	ベンゼン	0.01mg/ℓ以下	2	1
21	塩素酸	0.6mg/ℓ以下	*1	
22	クロロ酢酸	0.02mg/ℓ以下		
23	クロロホルム	0.06mg/ℓ以下		
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/ℓ以下		
25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/ℓ以下		
26	臭素酸	0.01mg/ℓ以下		
27	総トリハロメタン	0.1mg/ℓ以下		
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/ℓ以下		
29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/ℓ以下		
30	ブロモホルム	0.09mg/ℓ以下		
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/ℓ以下		
32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/ℓ以下	2	1
33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/ℓ以下	2	1
34	鉄及びその化合物	0.3mg/ℓ以下	2	1
35	銅及びその化合物	1.0mg/ℓ以下	2	1
36	ナトリウム及びその化合物	200mg/ℓ以下	2	1
37	マンガン及びその化合物	0.05mg/ℓ以下	2	1
38	塩化物イオン	200mg/ℓ以下	4	1
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300mg/ℓ以下	2	1
40	蒸発残留物	500mg/ℓ以下	2	1
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/ℓ以下	2	1
42	ジェオスミン	0.00001mg/ℓ以下	2	1
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/ℓ以下	2	1
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/ℓ以下	2	1
45	フェノール類	0.005mg/ℓ以下	2	1
46	有機物（全有機炭素（ＴＯＣ）の量）	3mg/ℓ以下	4	1
47	ｐＨ値	5.8以上8.6以下	4	1
48	味	異常でないこと		
49	臭気	異常でないこと	4	1
50	色度	５度以下	4	1
51	濁度	２度以下	4	1

備考　*1：消毒を行ったときに生成するもので、原水では検査を行いません。
　　*2：基準値（参考）は浄水の基準値です。

別表５　　水質管理目標設定項目及び検査回数（原水）

	検査項目	目標値（参考）　*2	検査回数（回／年）	
			浄水場 着水井	井戸
1	アンチモン及びその化合物	0.02ｍｇ/ℓ以下	1	1
2	ウラン及びその化合物	0.002ｍｇ/ℓ以下	1	1
3	ニッケル及びその化合物	0.02ｍｇ/ℓ以下	1	1
5	1,2-ジクロロエタン	0.004ｍｇ/ℓ以下	1	1
8	トルエン	0.4ｍｇ/ℓ以下	1	1
9	フタル酸ジ (２-エチルヘキシル)	0.08ｍｇ/ℓ以下	1	1
10	亜塩素酸 *1	0.6ｍｇ/ℓ以下		
12	二酸化塩素 *1	0.6ｍｇ/ℓ以下		
13	ジクロロアセトニトリル	0.01ｍｇ/ℓ以下		
14	抱水クロラール	0.02ｍｇ/ℓ以下		
15	農薬類	検出値と目標値の比の和として1以下	1	
16	残留塩素	1ｍｇ/ℓ以下		
17	カルシウム・マグネシウム等 （硬度）	10ｍｇ/ℓ以上100ｍｇ/ℓ以下	*3	*3
18	マンガン及びその化合物	0.01ｍｇ/ℓ以下	*3	*3
19	遊離炭酸	20ｍｇ/ℓ以下		
20	1,1,1-トリクロロエタン	0.3ｍｇ/ℓ以下	1	1
21	メチル-ｔ-ブチルエーテル (MTBE)	0.02ｍｇ/ℓ以下	1	1
22	有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）	3ｍｇ/ℓ以下	1	1
23	臭気強度(TON)	3以下	1	1
24	蒸発残留物	30ｍｇ/ℓ以上200ｍｇ/ℓ以下	*3	*3
25	濁度	1度以下	*3	*3
26	ｐＨ値	7.5程度	*3	*3
27	腐食性（ランゲリア指数）	マイナス1程度～0	1	1
28	従属栄養細菌	1mlの検水で形成される集落数が2,000以下	4	1
29	1,1-ジクロロエチレン	0.1ｍｇ/ℓ以下	1	1
30	アルミニウム及びその化合物	0.1ｍｇ/ℓ以下	*3	*3
31	PFOS及びPFOA	PFOS及びPFOAの量の和として0.00005ｍｇ/ℓ以下	1	1

備考　4、6、7、11は欠番です。
*1：塩素消毒に二酸化塩素を使用していないため、検査を行いません。
*2：目標値（参考）は浄水の目標値です。
*3：水質基準項目にて実施。

別表６　その他の検査項目（原水）

	検査項目	検査回数（回／年）	
		浄水場 着水井	井戸
1	クリプトスポリジウム・ジアルジア	1	
2	嫌気性芽胞菌	4	1
3	アンモニア性窒素	1	1
4	ダイオキシン類	1	
5	放射性セシウム（１３４）	4	
6	放射性セシウム（１３７）	4	

別表７　農薬類内訳　1/3

115項目	農薬名	目標値	浄水場着水井
		ｍｇ/ℓ	
1	1,3-ジクロロプロペン（Ｄ－Ｄ）	0.05	1
2	2,2-ＤＰＡ(ダラポン)	0.08	1
3	2,4-Ｄ（2,4-ＰＡ）	0.02	1
4	ＥＰＮ	0.004	1
5	ＭＣＰＡ	0.005	1
6	アシュラム	0.9	1
7	アセフェート	0.006	1
8	アトラジン	0.01	1
9	アニロホス	0.003	1
10	アミトラズ	0.006	1
11	アラクロール	0.03	1
12	イソキサチオン	0.005	1
13	イソフェンホス	0.001	1
14	イソプロカルブ（ＭＩＰＣ）	0.01	1
15	イソプロチオラン（ＩＰＴ）	0.3	1
16	イプフェンカルバゾン	0.002	1
17	イプロベンホス（ＩＢＰ）	0.09	1
18	イミノクタジン	0.006	1
19	インダノファン	0.009	1
20	エスプロカルブ	0.03	1
21	エトフェンプロックス	0.08	1
22	エンドスルファン（ベンゾエピン）	0.01	1
23	オキサジクロメホン	0.02	1
24	オキシン銅（有機銅）	0.03	1
25	オリサストロビン	0.1	1
26	カズサホス	0.0006	1
27	カフェンストロール	0.008	1
28	カルタップ	0.08	1
29	カルバリル（ＮＡＣ）	0.02	1
30	カルボフラン	0.005	1
31	キノクラミン(ＡＣＮ)	0.005	1
32	キャプタン	0.3	1
33	クミルロン	0.03	1
34	グリホサート	2	1
35	グルホシネート	0.02	1
36	クロメプロップ	0.02	1
37	クロルニトロフェン（ＣＮＰ）	0.0001	1
38	クロルピリホス	0.003	1
39	クロロタロニル（ＴＰＮ）	0.05	1
40	シアナジン	0.001	1
41	シアノホス(ＣＹＡＰ)	0.003	1
42	ジウロン（ＤＣＭＵ）	0.02	1
43	ジクロベニル（ＤＢＮ）	0.03	1
44	ジクロルボス（ＤＤＶＰ）	0.008	1
45	ジクワット	0.01	1
46	ジスルホトン（エチルチオメトン）	0.004	1
47	ジチオカルバメート系農薬	0.005	1
48	ジチオピル	0.009	1
49	シハロホップブチル	0.006	1

別表７　農薬類内訳　2/3

115項目	農薬名	目標値	浄水場 着水井
		ｍｇ/ℓ	
50	シマジン（ＣＡＴ）	0.003	1
51	ジメタトリン	0.02	1
52	ジメトエート	0.05	1
53	シメトリン	0.03	1
54	ダイアジノン	0.003	1
55	ダイムロン	0.8	1
56	ダゾメット、メタム（カーバム） 及びメチルイソチオシアネート	0.01	1
57	チアジニム	0.1	1
58	チウラム	0.02	1
59	チオジカルブ	0.08	1
60	チオファネートメチル	0.3	1
61	チオベンカルブ	0.02	1
62	テフリルトリオン	0.002	1
63	テルブカルブ（ＭＢＰＭＣ）	0.02	1
64	トリクロピル	0.006	1
65	トリクロルホン（ＤＥＰ）	0.005	1
66	トリシクラゾール	0.1	1
67	トリフルラリン	0.06	1
68	ナプロパミド	0.03	1
69	パラコート	0.005	1
70	ピペロホス	0.0009	1
71	ピラクロニル	0.01	1
72	ピラゾキシフェン	0.004	1
73	ピラゾリネート（ピラゾレート）	0.02	1
74	ピリダフェンチオン	0.002	1
75	ピリブチカルブ	0.02	1
76	ピロキロン	0.05	1
77	フィプロニル	0.0005	1
78	フェニトロチオン（ＭＥＰ）	0.01	1
79	フェノブカルブ（ＢＰＭＣ）	0.03	1
80	フェリムゾン	0.05	1
81	フェンチオン（ＭＰＰ）	0.006	1
82	フェントエート（ＰＡＰ）	0.007	1
83	フェントラザミド	0.01	1
84	フサライド	0.1	1
85	ブタクロール	0.03	1
86	ブタミホス	0.02	1
87	ブプロフェジン	0.02	1
88	フルアジナム	0.03	1
89	プレチラクロール	0.05	1
90	プロシミドン	0.09	1
91	プロチオホス	0.007	1
92	プロピコナゾール	0.05	1
93	プロピザミド	0.05	1
94	プロベナゾール	0.03	1
95	ブロモブチド	0.1	1
96	ベノミル	0.02	1

別表７　農薬類内訳　3/3

115項目	農薬名	目標値	浄水場 着水井
		ｍｇ/ℓ	
97	ペンシクロン	0.1	1
98	ベンゾビシクロン	0.09	1
99	ベンゾフェナップ	0.005	1
100	ベンタゾン	0.2	1
101	ペンディメタリン	0.3	1
102	ベンフラカルブ	0.04	1
103	ベンフルラリン（ベスロジン）	0.01	1
104	ベンフレセート	0.07	1
105	ホスチアゼート	0.005	1
106	マラチオン（マラソン）	0.7	1
107	メコプロップ（ＭＣＰＰ）	0.05	1
108	メソミル	0.03	1
109	メタラキシル	0.2	1
110	メチダチオン（ＤＭＴＰ）	0.004	1
111	メトミノストロビン	0.04	1
112	メトリブジン	0.03	1
113	メフェナセット	0.02	1
114	メプロニル	0.1	1
115	モリネート	0.005	1